

皇居開放と再建

——「国民」と天皇の関係をめぐって（上）

森 暢 平

はじめに

皇室儀式の場である現在の宮殿は一九六八年一〇月に完成し、一連の皇居造営は完了した。これを機に、毎日新聞社は箱入り豪華装丁の写真集を出版し、「共同通信」加盟各社も同様の写真集を出した。⁽¹⁾そこで強調されたのは、「国際経済社会の中で着実な地歩を占めているわが国」において、新宮殿は「昭和の造形精神」が見事に結実した傑作」であり「昭和の文化財」として守りつがれる国民文化の象徴⁽²⁾であるという点だ。新しい皇居は、日本の伝統と文化を表象し「世界に誇る」建造物とされたのである。

一方、皇居はその荘厳さが強調されたばかりでなく、「国民」⁽³⁾と天皇の距離を縮めるとの期待をも背負っていた。マスメディアは〈国民生活を慮り、皇居の造営をなかなかお許しにならなかった天皇〉という神話を語り、完成した皇居／宮殿が「国民」に「親しみ深いものとなる」と力を込めた。⁽⁴⁾

しかし、皇居という空間全体、あるいは宮殿という建造物が、実際に「親しみ深い」存在になったとはいいい難い。皇居造営が終わった後、新年と天皇誕生日の一般参賀に参加するか、参観を申し込めば、皇居／宮殿の見学が可能になった。「国民」が近づけなかった戦前の宮城／明治宮殿との大きな違いである。だが、高度経済成長まっただなか

の「国民」たちが、それ以前を上回る勢いで皇居に押し寄せる現象は起きなかった。データをあげれば、新宮殿完成後五年間（六九〇七三年）の新年一般参賀者は年平均で一二万五九六二人であった。皇太子が結婚する直前の五年間（五五〇五九九年）は年平均一四万六八二一人だったから、参賀者はむしろ減っている。⁽⁵⁾ むろん、宮殿完成が減少の直接要因とはいい切れないが、少なくとも「国民」と天皇の距離が近づいたとはいえないだろう。宮殿と同時期に完成した皇居東御苑（六八年一〇月開苑）についても、雑誌メディアは「皇室と国民の間の親近感のためという理由から、皇居東御苑が『開放』された。だが、この『開放』という言葉があいまい」と批判していた。⁽⁶⁾

皇居という空間全体を視野に入れた河西秀哉の研究は、皇居には、（一）国家を表象する空間、（二）民衆と天皇との結びつきを表象する空間、の二重の意味があると指摘する。⁽⁸⁾ 前者が〈皇居／宮殿を新しい日本にふさわしい形で再建しよう〉という「皇居／宮殿再建論」に、後者が〈皇居を国民が利用できるように〉という「皇居開放論」に結びついた。そして、実際の皇居造営でも、伝統や文化の側面とともに、〈国民と天皇の結びつき〉が強調されたのであ

る。河西はこれを「皇居再建と皇居開放の接合」と呼んだ。⁽⁹⁾ ところが、新たな皇居の出現によって天皇が近い存在になったとはいえない。むしろ、皇居は「日本」というナショナルな意識を表象する面が強調された。二重の意味があったはずなのに、「国民」と天皇との結びつきという意味合いが次第に薄らいでいくのはなぜだろうか。

いわゆるミッチーブーム（皇太子妃ブーム）を分析した松下圭一は「大衆天皇制」という概念を生み出した。右田裕規の研究によれば、商業化したマスメディアが「国民」のニーズに応え、世俗的な皇室報道を流していく「大衆天皇制」的状况は、大正期には現れていた。⁽¹⁰⁾ 筆者は、「国民」が皇室との近さに熱狂した皇太子妃ブームは「大衆天皇制の始まり」というより「大衆天皇制の最後の盛り上がり」ではないかと考えている。「国民」の人気を基盤とした天皇制は、その後はむしろ内実が掘り崩され、様式化、形式化し、日常的な関心から離れていくのではないだろうか。

以上の視点から究明されるべきは、皇太子妃ブーム後の天皇制への関心低下である、と筆者は考える。本稿はその前段のテーマとして皇居造営を扱う。「国民」に親愛される空間創出の理念が空洞化し、結果的に権威主義的な空間

ができるのはなぜか。戦後ナシヨナリズムの高揚、経済復興と発展、外交上の地位向上の条件のなかで、「国民」と皇室との関係が変わっていく経過をみていきたい。

なお、「皇居」とは、旧江戸城跡一帯の皇室関連の土地、建物が存在する空間である。本稿が「皇居」と呼んだ場合、その空間全体を示しているが、引用史料が皇居再建や皇居開放といったとき、宮殿を指していたり、天皇の住居を示していたり、あるいは、天皇制そのものであったりと、意味がさまざまに使われていることに注意されたい。また、「皇居」は四八年七月、「宮城」から改称したため、それ以前の「皇居」は「宮城」と表記する。一方、「宮殿」は儀式場としての建物を指すが、明治宮殿は天皇の住居（奥宮殿）を兼ねていた。そのため、宮殿と天皇の住居の分離が明確になる以前、宮殿は住まいを含む天皇の公私の活動の場であった。そして、皇居と天皇の住まいを明確に区別すべきときは、後者を「天皇の住居」あるいは「御所」と書く。また、皇居造営とは、宮殿だけでなく皇居東御苑、新たな住居（吹上御所）を含む空間全体の建設、整備のことである。

本稿の考察対象は、敗戦直後から皇居造営審議会が答申

をまとめた五九年までである。そして、(一) 占領軍の目を意識し皇居開放が宮内省（宮内府、宮内庁）と都市計画関係当局の政策であった敗戦直後、(二) 占領後期から昭和三〇年代にかけ皇室権威の再編成が志向され、政府が皇居造営を模索し始める時期、(三) 皇太子妃ブームのなかで皇居開放の理念が再び見直される一方、経済発展に伴い保守層がさらなる皇室権威を求めて皇居造営を具体化していく時期、の三つに区分して検討する。時期区分は三つの章にそれぞれ対応している。

【注記】頻繁に引用する新聞、日記資料、国会議事録は次の例のように略記した。

〔朝日47・3・26〕……『朝日新聞』一九四七年三月二

六日。

〔木下46・1・28〕……『側近日誌』（文藝春秋社、一九

九〇年）一九四六年一月二八日

条。

〔芦田48・5・21〕……『芦田均日記』（岩波書店、一九

八六年）一九四八年五月二二日

条。

〔入江53・11・7〕……『入江相政日記』（朝日新聞社、

一九九〇—一九一年）一九五三年
一月七日条。

「衆予算51・10・27」……「衆院予算委員会」一九五一年一〇日二七日。

引用中、□で囲まれた語句は筆者による補足、……は省略を意味する。

I 敗戦直後の旧本丸開放

敗戦後、宮城前広場が厚生省所管の国民公園として開放された事実は、よく知られている。しかし、現在皇居東御苑となっている旧本丸（昭和三〇年代に入ると皇居東地区あるいは東側地区と呼ばれた¹¹）も敗戦直後に「開放」されていた。都心に大きな土地を占める宮城の一部、それも「王」あるいは支配者を象徴する「城」の核心である旧本丸の開放は、天皇制にとって大きな意味を持っていたはずである。

ところで、宮城（皇居）開放とは、皇室に利用が限られていた宮城（皇居）の全部あるいは一部を「国民」が利用できるようにすることであった。つまり、公（パブリック

ク）の利用に供するという意味である。具体的には、土地を宮内当局から他省庁に所管変更し、公園や道路などにするのであった。敗戦直後の「宮城開放」は、宮内当局、あるいは建設省の前身である戦災復興院と東京都（都市計画関係当局）の具体的な政策であった。

この章は、宮城開放（宮内省からの所管替え、公園化や道路としての利用）を、宮内当局および天皇がどう決断し、都市計画関係当局がどう対応したのかをみていきたい。

宮内省と天皇の決断

占領当局は、皇室財産を財閥の資産と同様にみており、ESS（経済科学局）とGS（民政局）を中心に、一回限りの特別税を用いて皇室財産を解体することを目指した。これに対する宮内省と天皇は、皇室が政治的な権力を持っているとの印象を持たれかねない皇室財産を早急に整理するの必要を感じていた¹²。特に、天皇が濠に囲まれ「国民」と隔絶した「城」に住んでいる状況は、宮内省にとって好ましい状況ではなかった。そこで天皇の宮城からの移転が具体的に検討される¹³。侍従次長だった木下道雄『側近日誌』が最も参考になる。

皇居移転の検討が『側近日誌』に最初に現れるのは四五年一月二六日のことだ。内匠頭鈴木一の「遷都」提案について、木下が「研究に価するものなり」と書いた記述である。天皇自身、「宮城を放棄せられ、砧又は白金の御料地に御移居の御考え」を持つていた「木下46・1・28」。そして、四六年一月三〇日条には「皇居の位置」と題する検討内容が文書の形で記されている。それによると、当時、宮城、赤坂離宮、京都大宮御所の三カ所のうちから一カ所を皇居として選び、残りの「二つは開放又は御下付の運命に在るべき公算大なり」との見通しであった。木下はそのうえで、赤坂離宮、京都大宮御所への移転のデメリットを検討している。例えば、赤坂離宮については賢所、生物学御研究所や女官の局などの移築に「巨大の経費を要す」、京都大宮御所は「政治上の不連絡」が問題であった。結論として「結局宮城を皇居と定めざるを得ず」とされたのである。憲法制定に伴う皇室財産処分が目前に迫るなか、切迫した決定が下されたことが分かる。

結果をみると皇居移転は実現しなかったが、「皇居の位置」には注目すべき一文があった。「本丸を開放して皇居が濠を廻らす城の感を減ず」と書かれた一節である。文章

はさらに、旧本丸にあった内親王の住居（呉竹寮）を、宮城内の紅葉山に移築すると明記している。天皇にとつて、娘たちの移転先が「余程御心に懸」かつたらしく、木下は侍従入江相政とともに移転先検分を行い「出来そうなり」とまで書いている「木下46・2・15」。

当時の侍従、徳川義寛は後年「木下さんは日記に、たとえば砧とか白金とか柿生とか、しきりに皇居移転の話を書いたりしておられるが……私どもはぜんぜん本気では取り上げていませんでした」と回想し、宮内官として経験が足りない木下の日記の資料価値に疑問を差し挟んでいる。しかし、少なくとも旧本丸開放については国と東京都を巻き込んで動き出しており、「本丸を開放」の記述の意味は決して小さくない。

宮内省の動きは新聞も報じている。「共同通信」配信の記事は「宮城の一部開放に關し「天皇が」深い思召」を持つており、具体的には「面積約一万坪¹⁵に及ぶ旧本丸の一带が開放せられる」見通しだと報じた。記事はさらに「江戸城の本城たる旧本丸を宮城から切り離し……宮城の名称も平和的な御所を皇居等に改め城郭の感じを除去する」「旧本丸を」都心の保健施設として完成維持する」「佐賀新聞

46・2・19」と「城郭に住む天皇」のイメージ除去と一般利用が開放の目的であると明確に示していた。宮内省にあって旧本丸開放は皇室の脱権威化のために必要な措置だったのである。

宮城内道路計画

宮内省の動きに対応し、都市計画関係当局の動きも出てくる。そもそも宮城開放については戦前からの「願望」が存在していた。内務省都市計画課長や東京都長官を務めた飯沼一省は「都市計画上、もし皇居がなければ」という意見が起ったのは関東大震災の復興計画のころから」と回想する。都市計画関係者の間で宮城に手をつけることは「長年のユメ」「読売59・1・5」であつたのだろう。大都市東京の中心にある宮城の存在によって都市計画が阻害されているという認識は、内務省や東京都（市）の関係者に密かに共有されていた。

その「ユメ」は敗戦後、実現の可能性を帯び始める。すでに四五年夏、内務省地方局長は都道府県知事に対し、予想される皇室財産移管を前に管内の宮内省所管の土地の利用方法を調査し、宮内省と折衝するよう指示している。¹⁶宮

城前広場については「紀元二千六百年記念宮城外苑整備事業」からの経緯があり、宮内省所管の土地ではあつたが実態は東京都が管理していた。¹⁷さらに、宮内省は四五年一月、浜離宮を東京都に下賜した。こうした流れから、東京都が皇居開放を期待していたことは想像に難くない。宮城外苑整備事業の責任者で、四五年秋には東京都公園課長だつた井下清は、高松宮に対し「天皇が宮城から移転したら」都市計画上モ非常ニヨクナラウ……江戸城アトハ公共ノ最高建物、教育館等ヲツクルヲ可トスベシ¹⁸」と語っている。

東京都における復興都市計画は、四五年一二月三〇日の閣議決定（戦災地計画基本方針）を受け、矢継ぎ早に打ち出された。

第一に道路計画であるが、翌年三月から四月にかけて重要な都市計画が決定されていく。宮城との関係でいうと、甲州街道から新宿駅、四谷駅を経て半蔵門に向かう新宿通りを千代田区内で幅員一〇〇メートルにする極めて大規模な計画があつた。ところが、直線で結べば東京駅に向かうこの通りは半蔵門で行き止まりになってしまう。そこで、復興都市計画は、麴町付近から竹橋方面を結ぶバイパスとして幅

員四〇¹⁸、長さ三一〇¹⁹の放射街路二七号線を、代官町通りを拡幅させる形で竹橋まで通す計画を立てた(三月二六日、戦災復興院告示第三号)。さらに、乾門から宮内省庁舎に向かう乾通りを、坂下門と内桜田門(桔梗門)の中間に直結して東京駅に向かって抜ける補助線街路一二四号線(幅員二〇¹⁸、長さ九〇〇¹⁹)を決定した(四月二五日、戦災復興院告示第一五号)。宮城のなかに道路を通す大胆な計画である。東京都都市計画課長石川榮耀は、都市計画東京地方委員会での提案のなかで次のように説明している。

乾門カラ東京駅ノ前ニ抜ケル道路ヲ此処ニ入レタ訳デアリマス、是ハ車ガ現在竹橋ノ方ヲ廻リマシテ、大キク迂回シテ東京駅ニ参ルノデアリマスガ、ソレヲ直結致シマシテ、新宿方面カラ東京駅ニ参リマスノニ、或ハ此処カラ東京駅ノ裏ノ方ニ参リマスノニ、極メテ便利ニナリマス⁽¹⁹⁾

これは、蓮池濠などを利用した「掘割式道路」の計画だった[佐賀新聞46・2・19]。皇居から旧本丸を分離するための新たな道路が必要だったのである。委員会には宮内

技監の鈴木鎮雄が出席しており、道路計画が宮内省との協議のなかで決まったことが分かる。

都市計画東京地方委員会は第二に、欧米の都市にあるような都市内緑地ゾーンを設ける方針を決め、都内に約一〇〇〇万坪の「緑地」を指定する。注目すべきは、(一)宮城前広場、(二)旧近衛師団跡(現北の丸公園)、(三)旧本丸、が一体となって「緑地」に指定されている事実だ(四月二五日、戦災復興院告示第一四号)。東京都都市計画課長の石川は同じ委員会で「此ノ度「天皇の」御許ヲ願ヒマシテ近衛師団ノ跡、宮城本丸、外苑……ト云フ風ナ所ガ公園トシテ利用サシテ戴キ得ルヤウニナツタノデアリマス、是等ニ依リマシテ極メテ帝都ガ民主的ナ明ルイモノニナルト考ヘタ訳デアリマス⁽²⁰⁾」と説明し、天皇の許可を得ていること、帝都の民主化という目的があること、を明らかにしている。

繰り返すが宮城前広場は、戦時期から事実上東京都の管理下にあり、戦後はさまざまな集会所が開かれるなどパブリックな場所であった。これに対し、宮城は濠に囲まれた天皇の閉ざされた空間である。都市計画東京地方委員会での都市計画決定は、宮城の内側にあった旧本丸を宮城から分

離し、パブリックな場所である宮城前広場と統合しての開放を目指したのであった。

開始された民間利用

特別税を利用して皇室財産を解体することを目指したGHQ/SCAPの政策は、日本国憲法施行直前に行われた皇室の財産税納付として実現する。宮内省と天皇は、当初、下賜という方式による財産移管を指向していたが、GHQ/SCAPの強い態度を前に、それを協議することさえできなかつた⁽²¹⁾。そのため、東京都への下賜の形が想定されていた旧本丸の開放も、財産税の納付までその実現が先延ばしされる。

実際の財産税納付は四七年四月で、全国の御料地の多くが物納された。宮城前広場と宮城周囲の濠も物納財産として大蔵省に移管され、皇室の世伝御料から国の普通財産となつたのである。

同時に、旧本丸の土地のかなりの部分が、宮城前広場と一体の土地として物納されていた。旧本丸約一〇万五〇〇〇坪のうち、約七万坪が、皇室から国に移管されていたのである⁽²²⁾。つまり、現在、皇居東御苑として宮内庁が管理し

ている土地の大半は、一度、皇室から所管が移っていた。旧本丸の残りの土地（三万四八五九坪）は、呉竹寮、図書寮（書陵部）など皇室関係の建物が建っていた場所で、新憲法施行後は「皇室用財産」と位置付けられた。だが、皇室に残った土地は旧本丸全体から見れば三分の一で、残り⁽²³⁾は「皇室の土地」ではなくなっていた。

現在、皇居前広場は、周辺の濠とともに「皇居外苑」と呼ばれており、当時の呼び方だと「宮城外苑」である。そして、敗戦直後のこの時期、宮城外苑という呼び方は、旧本丸をも含んでいたと考えられる。

片山哲内閣は、宮城外苑などの旧皇室苑地について「文化政策の一環として……国直轄苑地として整備し広く国民に開放する方針をたて⁽²⁴⁾」、四七年二月二十七日、「旧皇室苑地の運営に関する件」を閣議決定した。決定のなかで「宮城外苑」は、「野外ステージを中心とする国民広場を設置し、各種行事、運動競技等に使用せしめること」と明文化されている⁽²⁵⁾。「宮城外苑」が旧本丸を含むと考えられるのは、閣議決定にある「運動競技等に使用」とは、旧本丸内に存在した民間の乗馬クラブとテニスコートを想定しなければ辻褄が合わないためである。

話は前後するが、日本丸内の宮内省主馬寮の馬場が四七年四月、日本馬術協会が関係する「パレス国際乗馬クラブ」の運営に移管された。また、同年一〇月、東京都緑地協会と日本庭球協会が中心になったテニスコートが日本丸に設置された〔読売47・4・15および47・10・29〕。公的な団体が絡んだ会員制クラブとはいえ、日本丸を民間団体が使用し始めるのである。日本丸は当初、「〔東京〕都が大蔵省から正式に移管をうけ公園緑地としての施設を行」うと見込まれていた〔九州タイムズ47・4・15〕ため、東京都自身が利用先も決めていったのである。

ところで片山自身は、首相就任前「日本社会文化協会」の発起人になっていた。同会は衆院議長の山崎猛（自由党）、犬養健（進歩党）、賀川豊彦（社会党）など、超党派の政治家や文化人が発起人を務め、日本丸に、国立の劇場、美術館、博物館、音楽堂をつくって「文化国家日本の象徴」とする構想を持っていた〔朝日47・3・26〕。日本丸を、文化政策のために利用するアイデアである。

また当時、日本丸の利用法は関心を集めていた。元宮内官の原口亨は、先の戦争の反省のためのモニュメント建設を提案し、東京都が乗馬クラブとテニスコートを設けた先

走りを批判していた。⁽²⁷⁾

芦田の新提案と天皇の拒絶

片山を継いで首相となった芦田均は天皇に対して、四八年五月二一日、皇室の一家団欒を実現するために、天皇一家の赤坂離宮への移転を新たに提案した〔芦田48・5・21〕。その二年前、宮内省が下した「結局宮城を皇居と定めざるを得ず」との結論を再考する提案である。首相就任後、宮内府人事の見直しなど皇室改革に着手した芦田は、住居についてもドラステイックな提案をしていたのである。宮内府（庁）次長を務めた林敬三は、自身が就任前の四八年春の頃の話として次のように回想している。「皇居を明渡して、赤坂離宮、現在の迎賓館に移られたらという考え方が、これは私が宮内庁へ行く前のことですが、政府の一部にあったようです」⁽²⁸⁾。

芦田のこの提案は、赤坂離宮をめぐるそれまでの経緯を考えると、対GHQ/SCAPという意味でかなり過激であった。皇室用財産として残された赤坂離宮は、ほとんど利用されていない状態にあった。GHQ/SCAPの民政局は四八年一月二七日、ホイットニー局長名で、日本政府

に対し、赤坂離宮の利用を促すように文書で通知した。民政局長ケーデイスは同年二月一九日、内閣官房次長曾禰益、大蔵次官池田勇人、宮内府次長加藤進ら呼びつけ、国会図書館や、法務庁、臨時人事委員会のオフィスとして利用するように厳しく指示したのである。⁽²⁹⁾慌てた政府は二月二四日、当面、内閣と国会の公館とし、併せて法務庁も利用することを閣議決定した「朝日48・2・25」。

芦田は、こうしたGHQ／SCAPの意向と、前内閣の決定に反して、赤坂離宮をもう一度皇室に戻すことを模索したのである。おそらく、その代わりに、宮城の全部、あるいはかなりの部分を開放することを念頭に置いていたのであろう。そうでなければ、到底GHQ／SCAPを説得できないほどの方針転換である。

そこまでの決意の芦田に対し天皇は冷たかった。「赤坂離宮については生活に不自由だし、且つ費用がかかるので矢張り当分は現在の御文庫が住心地がよい」「住居の設備がないと常に「赤坂離宮に」同居することが六ヶ敷い」との理由をあげて提案を断った「芦田48・5・21」。赤坂離宮は第二子の久宮祐子内親王を亡くした建物でもあり、皇后ともども「非常にいやな思い出」があったよう⁽³⁰⁾だ。木下

は四六年初頭の段階で、赤坂離宮には宮城のような「自然園」を設ける余地がなさそうなことを「軽視し難きものなり」と記している「木下46・1・30」。天皇自身も、赤坂離宮のバルコニーは門とは遠距離で、二重橋のように大衆に近くない難点をあげている「木下46・2・18」。移転は、天皇個人として気が進まなかったようだ。宮内府人事を強引に進める芦田への反発もあったのかもしれない。

取り残された旧本丸

こうして機微にわたる攻防のなかで、旧本丸開放の状況も変わってくる。先の閣議決定に基づいて設けられた「旧皇室苑地運営審議会」は四九年四月二〇日、旧皇室苑地整備運営計画に関する報告を首相（吉田茂）に宛てて提出したが、皇居外苑（宮城は四八年七月から皇居と改められたので宮城外苑も皇居外苑となった）については「国民広場として公開すること」とあるだけで、閣議決定にあった「運動競技等に使用」の文字はなくなっていた。⁽³¹⁾乗馬クラブとテニスコート⁽³¹⁾を想定していた文言の削除は、皇居外苑から旧本丸を外すことが含意されている。

事情の微妙な変化は、前年六月の段階での専門誌『建築

雑誌」の記述からもうかがえる。同雑誌に工学博士、大熊喜邦の随想「近く開放される旧本丸」が掲載されたが、最後の編者附記に「本稿受理当時旧本丸は開放せられる計画であったが、その後、開放されざることに決定した⁽³²⁾」と書かれているのである。したがって芦田新提案が天皇に拒否された直後、何らかの方針転換があったと推察できる。GHQ/SCAPの意向で赤坂離宮の皇室利用が難しく、また天皇の反対で移転自体が進まず、現状維持しか選択肢がなくなつたのではないだろうか。とくに、内親王が住む呉竹寮の存在は大きく、旧本丸全体の開放の障害となつた。

さらに、土地所管の面からも、開放と逆行する現象がみられる。皇居前広場と皇居を巡る濠は四九年一〇月の閣議決定で、厚生省所管の「公共福祉用財産」となり「国民公園」として整備が始まる⁽³³⁾。普通財産からの指定替えである。一方、旧本丸のなかの物納財産は普通財産として残つた。

この指定分かれが、旧本丸の行く末に大きく影響した。皇居前広場と同じように「国民公園」となるはずであつたのに、そのまま放置されてしまうのだ。大手門、平川門などがあつたため一般の人が自由に出入りできなかつた状況も、閉ざされた空間として放置される要因となつた。都市計画

決定までなされ民間の乗馬クラブとテニスコートまでつくられた旧本丸は、こうして中途半端なまま取り残されてしまふ。

「中央公園」計画

ただし、都市計画関係者は、旧本丸を含んだ都市計画を諦めてはいなかつた。それは、「共同通信」が四九年正月用に配信した次の記事を読むと分かる。

皇居を中心としたセントラル・パーク（中央公園）設置計画案が「東京」都と建設省の間で進められている、予定されている区域は皇居本丸跡から外えん、外ほりから日比谷公園を含めた四十七万坪で文化日本の公園にふさわしい文化公園としてわが国最高の文化施設と国際観光設備をもたせようというもので「昭和」二十四年度から積極的に着工する。「」施設としては本丸跡の雅楽殿附近に博物館、図書館、美術館などを設け……さらに将来許され、ば現在の皇居の一部を一般に開放してもらい、二重橋を渡り内エンの森林地帯を通り半蔵門に出るコースも考えている「徳島民報49・1・3」

東京都は、敗戦直後の「緑地」計画があまりに壮大すぎたため見直しを行い、皇居前広場、旧本丸、旧近衛師団跡については都市計画上の「中央公園」への指定替えを考えていた。『読売』「49・12・18夕」は、中央公園計画について「皇居の広さはまだ卅万余坪ありロンドンのバツキング宮殿が民衆の家と隣接し、赤坂離宮の広さしかないこと、パリ市民の公園になつてゐるチュイレリの宮殿跡も日比谷公園の二倍半程度であることを考え合せいまの皇居を中心に国際的公園を建設して公園の中に天皇ご一家がお住いになり人間としての天皇が国民に親しく接せられるような楽しい環境を建設」と説明している。同紙は社説「49・9・30」で「新宿あるいは四谷駅と東京駅を結ぶ交通線を作つてもらいたい……かりに地下鉄にして直線にすればこの間の距離はわずかに三キロ^三余であるが、都民は毎日、約その倍の距離を遠回りしている」とも書いており、悪化しつつある東京の交通を皇居開放で解消したいと考える都市計画関係者の期待を反映した紙面を展開していた。

そして実際、旧本丸は五〇年三月、都市計画上の中央公園に指定替えされた（建設省告示第一〇四号³⁴）。依然とし

て皇居外苑、旧近衛師団跡との一体指定だった。さらに同年、〈帝都から首都へ〉とのコンセプトが盛り込まれた首都建設法が制定された。刺激を受けた一部の雑誌ジャーナリズムは皇居開放を叫ぶようになる。例えば、月刊誌『丸』が「宮城地下にビジネス・センター」と題する記事を掲載したのは五年であつた。この記事も皇居が東京の中心にあるために都電が迂回する現状を指摘し、皇居地下を南北、東西に貫く地下都電と地下道路を建設するプランを紹介する⁽³⁵⁾。開放に対する天皇と宮内当局の消極姿勢から、旧本丸は厚生省所管の国民公園にはならなかつた。しかし、明確な方針転換が表明されたわけではなく、都市計画関係者はおもも期待を持ち続け、それが記事に反映されているのだろう。

つけ加えると、宮内庁も、「国民」の旧本丸利用について、一部ではあるが便宜を図り続けている。千代田区は四九年夏から、旧本丸の覆馬場を中心に区内の虚弱児童の健康増進のため「緑蔭学校」を開いた。子供たちが一〇日間、旧本丸に通う夏季林間学校である。宮内庁のこの「御配慮」⁽³⁶⁾は「従来の慣習を打破し」⁽³⁷⁾「た」……大英断」と評価された。また、旧本丸にある皇宮警察の道場、済寧館で名人戦

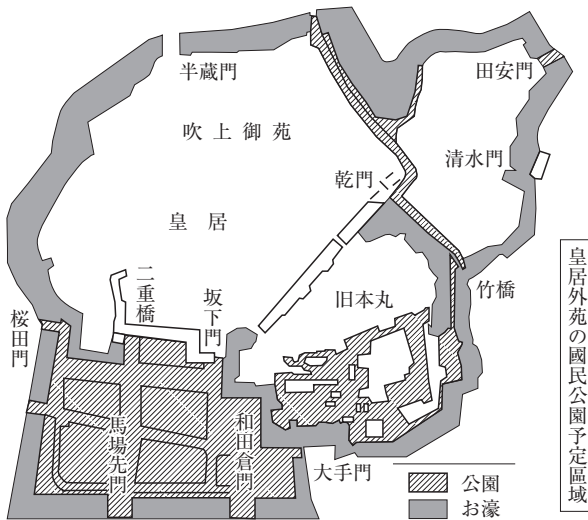


図 1

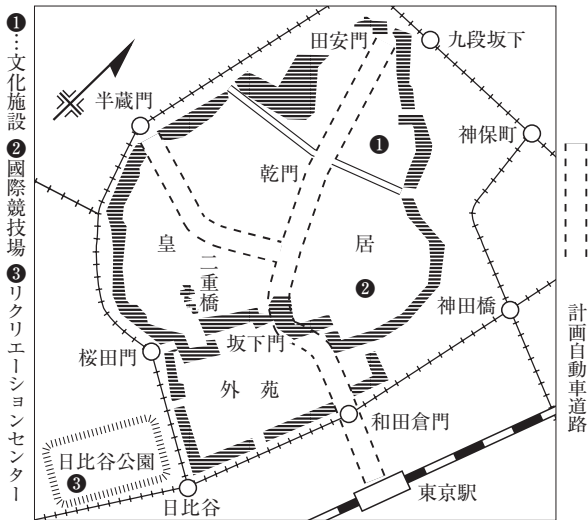


図 2

1949年の『読売』に掲載された皇居の公園計画

図 1 は「国民公園に開放——皇居外苑と新宿、京都の両御苑」[49・9・28]、図 2 は「夕べの話題——1950年の東京 道路、皇居を貫く」[49・12・18夕] と題された記事に付属した地図。

図 1 では、日本丸内の一般財産が斜線で国民公園予定地に含まれている。図 2 では、乾門から東京駅方面に補助線街路124号線が「計画自動車道路」として記されているほか、日本丸が「国際競技場」に予定されている。

が実施されたこともある「読売49・5・26」。

II 皇居／宮殿再建への動き

宮殿を再建しようという声は敗戦直後に生じる。国家儀式の場である明治宮殿は一九四五年五月、空襲で焼けた。その一部である天皇の住居、奥宮殿も失われたため、天皇夫妻はこの後、防空施設であった「御文庫」と呼ばれる建物で生活していた。戦争後の帝国議会では「政府が」陛下の御上殿の御造営の御計画等を立てられ「るならば」：国民はその御造営にお用いになる所の材木等も献上する（協同民主党、川野芳満「衆皇室典範案46・12・17」）。「陛下のまことに御不自由な御住居を拝見いたしましたして、恐懼のほかはありませんでした」（同、越原はる「同46・12・18」）との発言が出る。四十六年八月に提出された「皇居造営ノ請願」も、「民主政治ノ線ニ副ヒ国民ニ親シマルル天皇邸ヲ造営スルハ新日本建設上必要ナリト信ズル」と訴えていた。³⁸（不自由な生活をしている陛下のために住まいの建設を）との主張である。敗戦直後、皇居／宮殿再建という言葉は、天皇の住居を再建するという意味合いが

強かったといえる。

ところで、小熊英二は、天皇制が人間を抑圧するという認識と、天皇個人への敬愛が交差するところに、昭和天皇をひとりの人間として天皇制から解放するという主張が生まれたと指摘する。³⁹前章でみた宮城（皇居）開放は、皇室に利用が限られていた空間の「国民」への開放を意味していた。しかし、それだけにとどまらず、封建的な「宮城」から、天皇の「開放」をも意味したのである。敗戦直後、亀井勝一郎や木村毅が、奈良や京都への皇居移転論を展開していた事実は河西が言及するが、⁴⁰（天皇を宮城から解放し、宮城は国民に開放する）という考え方は、宮城から解放された天皇と、権威主義のくびきから解放された「国民」との連帯への期待があったといえよう。敗戦直後の皇居／宮殿再建論と皇居開放論は、人間天皇への親しみの発露であり、亀井や木村は、愛情を込めながら、天皇の宮城からの移転を論じていたのである。

ところが、占領政治が安定してくると、皇室敬愛層のなかから、皇居開放論や、皇室民主化に対する警戒があまり始まる。こうした文脈のなかで五一年、民間における皇居／宮殿再建論が大きな盛りあがりを見せ、のちの皇居造営

につながっていく。この章では、その過程を確認していきたい。

民主化への警戒

小熊の用語を使うと「民主」と「愛国」の同居は、四九年あたりから微妙な変化が生じる。皇居開放や皇室民主化に対する警戒感の出現である。一例をあげると、四九年八月の雑誌には「天皇を東京から追出す商人根性」と題するコラムが掲載された。「天皇とその家族を東京の皇居から郊外へ追出そうと目論んでいる新興成金」が、「現在の皇居の敷地を半分削り、南北に通ずる電車道や公園を作ろうとする計画」を持ち、その奥には「商人根性が働いている」と用心を促す内容である。⁽⁴¹⁾大隈信幸参院議員らは同じ年、民間主導での皇居前広場整備を目指して「皇居前保存協会」を設立した。「皇居前広場は終戦後桃色広場だ、いや人民広場だ等と騒がれ、戦後の社会混乱と虚脱状態の生写し其儘に荒果てるにまかされ」⁽⁴²⁾ているため、その状況を改善することが同協会の目的だった。皇居前広場では、昼に労働組合などの集会が開かれ、夜にはカップルたちが集っていたことは、井上彰一と原武史の指摘するところだ

⁽⁴³⁾あるが、戦前の権威を懐かしむ層には、行きすぎた民主化は不満だった。そしてナショナルな意識の高まりは、皇居公園化の構想を進めてきた都市計画関係当局にも微妙な影響を与えたはずである。東京都知事安井誠一郎は「皇居を公園にすることというのは大きな疑問である……なぜなら国の政策が、皇居というものをより以上壮嚴なものにしようとするのであるから……国の政策に相反する」と話している。⁽⁴⁴⁾

取り締まる官の側にも危機感が存在していたようだ。丸の内警察署が四九年四月に作成した文書は、「戦後に於ける道義頹廢と誤れる民主々義的自由思想の風潮」のため皇居前広場の立入禁止などの掲示札が「非国民的不徳僕」により持ち去られたり壊されたりして効果があがらないと嘆き、芝生内立ち入り禁止や濠での水泳禁止の徹底などを提唱している。⁽⁴⁵⁾

皇居／宮殿再建運動

そして五一年の皇居／宮殿再建運動が起こってくる。独立講和を控え「外国使臣の接待や儀式など皇室の国家的行事が復活することになるので、国家的儀礼場を備えた皇居

にするため」、宮内庁庁舎三階を仮宮殿に改装する計画が持ち上がった。「朝日51・3・7」ためである。これに対し、仮宮殿では国家の威信が保たれないと考えたグループが、民間募金による皇居／宮殿の再興を目指した。この時期の運動は、敗戦直後の宮殿再建／皇居造営の動きと同じように（天皇に新しい住居を）という主張を併せ持つてはいたが、どちらかといえば、国としての威厳を整えるため国家施設としての宮殿の再興に重点をおいていた。

この運動については、河西の詳細な研究があるためここでは重複を避ける。最終的に政府は天皇の反対を強い理由にあげて運動の抑え込みを図る。そのために出された「保利官房長官談」（五一年二月）は、「国内戦災復興の状況、国家財政の關係等」を考慮して皇居再建の具体的計画を進めていかなかった事情を述べたうえで「恐らく陛下の御思召もまたここにある」と、「御思召」を持ち出して募金運動を差し控えるように要請した。一方で、「近くわが国の独立を迎え諸外国との国交も恢復せられ、皇居再建の必要益々せまるに至るべく、其の節には、更に御思召をも伺い予算措置を講ずることにならう」と、将来の皇居／宮殿再建には含みを残していたことには注意すべきである。

吉田内閣と宮内庁の対応

政府は、独立国家にふさわしい仮宮殿を目指したが、例えば、晩餐会を催す食堂はもとは職員用講堂であり、「仮」であることは変わりがなかった。天皇の意を受け新たな宮殿に消極的であった宮内庁に対し、内閣の姿勢はやや異なつた。蔵相の池田勇人は、侍従長三谷隆信と面会した際、「改造するにいたしましたも、ごく不十分ではないかという意見を申し上げて、仮宮殿計画の再考を願つたという〔衆大蔵51・11・26〕。河西が指摘するように当時、吉田内閣は皇室權威の再編成を指向していた。⁽⁴⁸⁾ 仮宮殿での最初の大きな行事は立太子の礼であるが、『朝日』天声人語〔52・11・11〕が「茂謹ミテ言ス 伏シテ惟ミルニ」で始まる吉田の寿詞を「『臣・茂』式の逆コース調である」と批判したのは有名な逸話である。「菊のカーテン」という言葉が生まれたのも、立太子の礼がきっかけだった。皇室權威の再編成を指向する吉田内閣が、皇居／宮殿の再建について宮内庁ほど否定的でなかったことは容易に想像できる。

吉田内閣は五三年四月、ひとつの布石を打つ。建設省の

小幡祥一郎を、宮内庁管理部に出向させる人事を発令するのである。建設技官としてのちの皇居造営の中心となる人物である。小幡は「戦災で焼失した宮殿の再建の為に、出向してほしいという強い要請があった」と回想する⁴⁹。人事を受け同年十一月、宮内庁内部で「宮殿造営に関する調査計画」が立案され、「旧表、奥宮殿及び赤坂離宮造営の経緯（組織、機構、手順、費用その他）及び設計（設計図、仕様、使用材料その他）」に関する資料を調査すると決められた。⁵⁰「基礎的調査」の開始であった。予算は毎年三〇万円程度の少額ではあったが、結果的には「基礎的調査」が皇居造営につながる。

皇居／宮殿の再建に消極的だった宮内庁が細々とした調査だとしても曲がりなりにも再建の方向へ動き出した背景の一つには、その四年前に行われるはずだった伊勢神宮の式年遷宮が五三年一〇月に終わり、宮内庁としても天皇自身としても、区切りをつけたと考えたのではないか。宮内庁が編んだ『宮殿造営記録・解説編』は、式年遷宮に触れ、「宮殿よりも遷宮を先にとという願いは、ここに果たされた」と触れているためである⁵¹。

もうひとつ、天皇が仮住まいを続ける限界がみえた出来

事が起きていた。「御文庫」天井崩落事故である。「御文庫」は空襲時の待避所として、大型爆弾が落ちても耐える頑丈なつくりだったが、雪がまじった砂利を使って大急ぎでつくったため、コンクリートが水分を含み湿気が非常に高かった。そこで五三年六月から三カ月で、大改装を行い、住環境の改善を図っていた。ところが工事完了後の一月七日、食堂の天井が突然落ちた。「七割の面積が落下。惨澹たる状態」⁵²。「入江53・11・7」とまで記された大事故である。一時間半前には天皇が食堂におり、「まともこのコンクリートの塊をくらったら、それこそお怪我どころではすまなかった」出来事だった。

ここで付け加えると、仮宮殿完成にともない、皇宮警察は「周辺地域の環境保持のため」次のような措置を定めた。「坂下門は、トラック、バス、リヤカー、自転車などのほか、見苦しい服装の者の入門を制限する」。宮内庁庁舎に近い、坂下門は従来、通用門として、勤労奉仕団や皇居参観団体の入門にも使われていたが、以降、これらの一般の「国民」⁵³は、内桜田門（桔梗門）からしか入出門できなくなる。皇居の権威が求められる過程で、皇居は「国民」からは遠くなくなっていくのである。

予備調査の開始

話を「基礎的調査」のその後の展開に戻す。「基礎的調査」開始は、再建の「時期、規模等につき何等具体的方針の定められたものはない」⁽⁵⁴⁾なかで、「事務的に諸資料を整備」するのが目的であり、いわば消極的調査であった。そのため「基礎的調査」開始のかなり後でも宮内庁はなお慎重な答弁に終始していた。例えば、宮内庁次長の瓜生順良は五六年「一般の住宅事情等も、そうまだよくなっておるともいえないという点もあり、なお、これは外国に対する影響としても、まだ賠償問題なんかも全部解決もしておらない」⁽⁵⁵⁾「参内閣56・5・19」と民間の住宅事情だけでなく、アジア諸国との賠償問題を理由にあげて、再建は時期尚早と述べている。

それが、具体的な目途をもった積極方針に転じるのは、「基礎的調査」開始から四年後、五七年度からの「予備調査」開始であった。天皇自身の消極姿勢がある以上、宮内庁が積極姿勢に転じるわけにはいかない。変更があったのは内閣の姿勢が変わったからだ。

直接のきっかけは五六年一月のエチオピア皇帝来日で

あった。仮宮殿では晩餐会が催され「皇居でこのような盛宴が催されたのは満州国皇帝来日以来十数年ぶり」と報じられた「朝日56・11・21」⁽⁵⁶⁾。鳩山一郎内閣は、皇帝来日と同じ年、ソ連との間で日ソ共同宣言をまとめたうえで国連復帰を果たした。国際社会への本格的な復帰にともない、「政府部内」で、「仮宮殿を」そのままにしておいて、新しい適当なものを考えないということは不適當である」との意見が起ったという（瓜生「参内閣57・1・21」）。なかでも第三次鳩山内閣法相の牧野良三が、文化国家としてのあり方、国立劇場の建設と絡めて、皇居造営を強く主張したらしい⁽⁵⁶⁾。

政府は、五七年度予算で新宮殿の構想策定のため「二百数十万円」の調査費を計上し「参内閣57・1・21」、次のような「皇居造営予備調査に関する件」を決めた（五七年四月、閣議了解）。

(一) 諸般の情勢に鑑がみ、政府は近い将来において、皇居造営に着手することの適当なことを認め、その実施計画を作成するため必要な予備調査を行う。

(二) 造営される皇居は、日本国及び日本国民統合の象

徴である天皇の憲法上の地位に照合し、我国最高の文化を象徴するものであると、もに、将来永く宮中において行われる国家的儀式及び行事が円滑かつ完全に行われる機能を具有するものであることを要する。⁽⁵⁷⁾

予備調査は、五七、五八年の二年度にわたり実施されたとされ、この間に基礎的な設計を含んだ宮内庁試案をつくる手順になっていた。政府と宮内庁がいよいよ具体的な皇居造営を政策日程に入れたといつてよいだろう。

天皇、皇族の住居建設

予備調査に関する当時の宮内庁資料には「奥宮殿」との表現があり、当初、「儀式場としての宮殿と両陛下のご住居とを分けて考える考えかたはなかった⁽⁵⁸⁾」という。しかし、結果的には、御文庫に併設する新しい住居を先に建設し、時間がかかる儀式場としての宮殿は後回しにされる。

この問題について、入江相政は日記に「参殿者休所で侍従長「三谷」、次長「瓜生」、侍従「入江」、侍医四人の会議。宮殿造営に関連して吹上の御殿の改築の問題。皆意見

の一致を見る」と記述している「入江57・5・6」。「吹上の御殿」とはすなわち御文庫で、それを「改築」するとは、すなわち、明治宮殿跡の西の丸への建設が想定されていた宮殿とは別に、御文庫に住居を増設する内部方針が、決まったことを示す。宮内庁としては、天井崩落事故など危険性が高い御文庫の住居環境を一刻も早く改善する必要があるのだろう。

その後、宮内庁は（御文庫の周辺の吹上地区の環境を天皇自身が気に入っている。新しい住居も御文庫の近くに）との趣旨の説明を多用するようになる。瓜生は「『天皇は』吹上御苑のところの御文庫にお住まいですけれども、あのあたりには長くお住まいで、陛下もお気に入っていないから、あのおあたりには……適当のお住居を作ったらというように今は考えておるわけがあります」〔参内閣58・4・8〕と答えた。

さらに、宮内庁は五七年秋、皇太子の東宮御所を建設する方針を打ち出す「朝日57・11・7」。当時皇太子が住んでいた渋谷区常盤松の東宮仮御所が「相当古くなっており……お客を接待されるには部屋も狭いし……将来東宮妃をお迎えになれば、なおさら狭い」（瓜生「参内閣58・

4・4) ため、約二億三〇〇〇万円の予算での東宮御所新築が決まった。場所は、旧大宮御所(現在の赤坂御用地のなか)である。皇太子の住まいであれば、皇太子への期待やロイヤルウェディングへの予想から、反対が少なくと判断したのであろう。それは、国会で皇室に批判的な発言が多かった社会党西ヶ久保重光の次のような発言からも分かる。「国民は今の皇太子に新しい日本の皇室のあり方を期待しておりますから、おそらく二億円近い東宮新御所をだれも作ってはいかぬと言う者もいなければ、高過ぎると言う者もないと思う」〔衆内閣58・3・18⁽⁶⁰⁾〕。

さらに、品川区上大崎の家に住んでいた三笠宮家についても、瓜生は「中流の建物で貧弱」なため、皇族としてふさわしいものをつくつたらどうかとする意見があり、旧大宮御所の一角の戦前に三笠宮邸のあったところが「そのままあいている」ので、時期が来れば国費での建設もあるとした〔参大蔵58・7・2〕。敗戦後、内廷外にある宮家皇族の邸宅を、宮廷費で整備した前例はなく、宮家皇族の扱ひの転換になる前触れであった。⁽⁶¹⁾

仮宮殿をつくる際、「せいたくだという非難の声が出ないか、あたりの様子をうかがいながらオソルオソル⁽⁶²⁾」、七

〇〇〇万円を計上していたのと比べると、独立回復、経済復興などの要因で宮内庁の姿勢は大きく変わった。一般会計当初予算で見ると、五二年度に一億九五七五万円だった宮廷費は、五七年度には二億九一二〇万円、五八年度は三億一八七一万円、五九年度には四億五六二二万円と急増する。皇室としての体裁や権威の回復を目指す環境が整ったといえる。

これまでみてきたとおり、皇居を開放するにしても、天皇の住居を再建するにしても、その先には「国民」と天皇の結びつきを強める目的があった。ところが先にあげた「皇居造営予備調査に関する件」(閣議了解)では、「国民」との近さに配慮した文言はなく、「我が国最高の文化」との表現など荘厳さを強調している。宮内庁の内部文書では「科学的芸術的見地において、我国の現代文化を象徴表現する最高の国家的国民的な建築であるべきこと⁽⁶³⁾」と、さらに強い言葉で新宮殿の重厚さを強調していた。日本の国際的地位上昇や経済成長のなか、皇居／宮殿にみるべきものは、「国民」との近さよりも国家としての威信にシフトしていくのである。

(以下、次号に続く)

注

- (1) 「宮殿」(毎日新聞社、一九六九年)、阿部豊編「皇居「新宮殿」(東京タイムズ社、一九六九年)。後者は「共同通信社」が編集し、全国の加盟社がそれぞれ出版した。
- (2) 阿部編前掲書三頁。
- (3) 民衆が天皇制との関係を考えるとき、「国民」であることを意識せざるを得ない。そのため本稿は歴史学で一般的な「民衆」という用語ではなく「国民」という言葉を括弧付きで用いる。
- (4) 「完成した昭和「新宮殿」」『毎日グラフ』(一九六八年一月一七日号)三〇頁。
- (5) データは、皇宮警察史編さん委員会編『皇宮警察史』(皇宮警察本部、一九七六年)八二四―八二五頁を参照した。それ以前は、五三年の六三万人がピークだった。「二重橋事件をこう考える」『週刊朝日』(一九五四年一月七日号)一三頁。
- (6) すでに一九六〇年の段階で「読売」都民版「60・7・22」には「めっきり減った皇居の参観者」という記事が掲載されている。同記事は、ストライキやデモの影響、政局混乱による国会議員招待による参観減少などのほか「皇居のありがたさ、めずらしさがだんだんうすらいでいる」とことが減少の要因と分析する。
- (7) 「言葉のまやかしの響き——皇居東御苑の開放」『朝日ジャーナル』(一九六八年一〇月二七日号)一二〇頁。
- (8) 河西秀哉「敗戦後の皇居——その空間的意味と象徴天皇像」『年報日本現代史第12号——現代歴史学とナショナルリズム』(現代史料出版、二〇〇七年)八三頁。
- (9) 同右七九―八二頁。
- (10) 右田裕規「戦前期「大衆天皇制」の形成過程——近代天皇制における民間マスメディアの機能の再評価」『ソシオロジ』第四七巻第二号(二〇〇二年)三七―五三頁。右田裕規「マスメディアの中の帝室——戦前期「大衆天皇制」の形成過程にかんする歴史社会学的考察」(未公開博士論文、国立国会図書館関西館蔵、二〇〇六年)。
- (11) 旧本丸とは、厳密な意味での江戸城本丸跡だけでなく、二の丸、三の丸を含んだ全体を指す言葉であった。範囲は、現在の皇居東御苑とほぼ重なっている。
- (12) 金官正「憲法制定過程におけるGSとESSの関係——占領直後からGHQ/SCAP憲法草案が作成されるまでの時期を中心に」『横浜国際経済法学』第一六巻一号(二〇〇七年)四五―八六頁。
- (13) 米政府の外国経済局は、日本の降伏前に「Administration of the Property of Imperial Household of Japan」を準備し、皇室経済についての政策提言を行っているが、天皇やその親族が実際住んでいる住居は、天皇の管理に残しても構わ

な旨を明言してゐる（米国立公文書館（The National Archives at College Park）蔵 GHQ / SCAP 経済科学局文書。課係名 Administrative Division / シリーズ名 Classified Decinal File, 1946-51 / ボックス番号 6081 / フィルダー番号 12 / フォルダー名「386.7: Assets Imperial Household, Vol.1」。日本の国会図書館での請求記号 ESS (A) 00502-00505。この提言を受けた実際の GHQ / SCAP の政策でも、宮城移転を求めた形跡はない。このため、宮城からの移転や開放は、宮内省と天皇の側が主導したものであつたと考えられる。

- (14) 徳川義寛、岩井克己『侍従長の遺言——昭和天皇との50年』（朝日新聞社、一九九七年）一一五頁。
- (15) 本稿は引用を含め面積を、当時の表記のまますべて「坪」で示す。
- (16) 前島康彦『皇居外苑』（郷学舎、一九八一年）八六頁。
- (17) 建設省都市局施設課「国営公園建設の経緯」『公園緑地』第一一卷第一号（一九四九年二月）二九頁。
- (18) 高松宮宣仁『高松宮日記』第八巻（中央公論社、一九九七年）一八二頁。
- (19) 都市計画東京地方委員会「第四十四回都市計画東京地方委員会議事速記録一（一九四六年三月二八日）。筆者が、東京都情報公開条例に基づき、都市整備局都市づくり政策部に公開請求し、開示された。

(20) 同右。
(21) 金前掲論文。

(22) 皇居造営審議会への提出資料「皇居総図」（東京市政調査会市政専門図書館蔵『皇居造営審議会関係資料』所収）によれば、一九五九年現在で、旧本丸の内訳は、大蔵省所管普通財産四万五一三七坪、宮内庁所管公用財産二万四四二八坪、皇室用財産三万四八五九坪である。

なお、本稿が利用した「皇居造営審議会関係資料」は、前島康彦が入手した同審議会議事録などを製本したもので、東京市政調査会市政専門図書館に納められている。皇居造営審議会の議事等はすべてこの「皇居造営審議会関係資料」を利用した。

(23) 皇室に残つたのは、呉竹寮、図書寮、楽部、覆馬場などの宮内府施設のほか、門や櫓などの江戸城遺構が建つ土地であつた。

(24) 前島前掲書七六頁。

(25) 「旧皇室苑地の運営に関する件」国立公文書館蔵「公文類聚・第七十二編・昭和二十二年五月三日以降・第一巻・憲法皇室・法例・皇室、国…」。

(26) 他の発起人は、森戸辰男、山本有三、鈴木文史朗、岩淵辰雄、松本学など。

(27) 原口享「新宿御苑並に宮城本丸跡の今後の経営方針に就て」『新都市』第一巻第六号（一九四七年六月）二六一—二

- 七頁。
- (28) 内政史研究会『林敬三氏談話第五回速記録』（一九七四年六月一日）一四四頁。
- (29) 経緯は、以下の米国立公文書館（The National Archives at College Park）蔵GHQ/SCAP民政局文書を利用した。課係名Administrative Division、シリーズ名Japanese Government Reorganization, 1945-51、ボックス番号2047、フィルダー番号3、フォルダー名「The Imperial Household」、文書名「Utilization of Detached (Akasaka) Palace」たかひ「Conference in Government Section - 19 February 1948」。日本の国会図書館への請求記号GS (A) 00585。
- (30) 内政史研究会前掲速記録。
- (31) 「旧皇室苑地整備運営計画に関する件」国立公文書館蔵「昭和二十四年総理府公文・巻二・総務課」。
- (32) 大熊喜邦「近く開放される旧本丸」『建築雑誌』第六三集第七四一号（一九四八年六月）三〇頁。
- (33) 「普通財産を公共福祉用財産に所管換の件」国立公文書館蔵「公文類聚・第七十四編・昭和二十四年・第四十七卷・財務四・国有財産一」。実態としては一九四九年四月一日から、所管は東京都から厚生省に移っている。
- (34) 一九五七年一月に中央公園に再指定されている（建設省告示第一六八九号）。
- (35) 山岸直三「宮城地下にビジネス・センター」『丸』（一九五一年六月号）三二—三三頁。
- (36) 花岡忠男「夏期保健施設としての皇居内緑蔭学校」『健康教育の研究』第一卷第七号（一九五二年）三九八頁。
- (37) 斎藤敏夫「皇居における千代田区緑蔭学校——精神衛生の立場から」『社会科研究』第二卷第九号（一九四九年）三四頁。緑蔭学校は皇居東御苑の造成開始まで続けられた。
- (38) 「衆議院議決皇居造営の請願外十二件」国立公文書館蔵「公文類聚・第七十二編・昭和二十二年五月三日以降・第十四卷・国会十四・請願二」。紹介議員は、自由党の坂東幸太郎であった。
- (39) 小熊英二「〈民主〉と〈愛国〉——戦後日本のナショナリズムと公共性」（新曜社、二〇〇二年）一三六頁。
- (40) 河西秀哉『象徴天皇』の戦後史（講談社、二〇一〇年）六五—六六頁。
- (41) 『世界報告』（一九四九年八月）六七頁（『プランゲ文庫雑誌』所収、日米通信社発行）。
- (42) 「皇居外苑（内濠）の移管引継について（東京都）」国立公文書館蔵「環境庁・国立公園関係・国民公園一般・昭和24年〜26年」。当該文書は、「皇居前保存協会趣意書」。
- (43) 井上章一「愛の空間」（角川書店、一九九九年）。原武史『皇居前広場』（光文社、二〇〇三年）。
- (44) 「宮城を公園にしたら」『丸』（一九五二年三月号）一四

頁。

- (45) 前掲「皇居外苑(内濠)の移管引継について(東京都)」。当該文書は、丸の内警察署長「皇居外苑芝生内立入禁止並に御濠内水泳禁止札揭示方懇請」。
- (46) 河西前掲書一一九―一二六頁。
- (47) 「第12回国会衆議院で採択された『皇居再建に関する請願』について・宮内庁」国立公文書館蔵「総理府公文・巻10・昭和27年」。当該文書は、「皇居再建のための募金運動について保利官房長官談」。
- (48) 河西前掲書九五―九七頁。
- (49) 小幡祥一郎「皇居造営―宮殿・桂・伊勢などの思い出」(丸善出版サービスセンター、一九九八年)三頁。
- (50) 「宮殿造営に関する調査計画」(一九五三年一月一七日立案)宮内庁書陵部蔵、臨時皇居造営部(昭和28年昭和44年)「皇居造営関係録―宮殿造営調査室並びに皇居造営事務室綴」。以下、宮内庁書陵部蔵「皇居造営関係録」と略記する。
- (51) 「宮殿造営記録・解説編」(宮内庁、一九七二年)一六頁。
- (52) 阿部編前掲書二六一―二七頁。事故の原因は「プラスチック吹付ケ不良」(加藤恭子「田島道治―昭和に「奉公」した生涯」(TBSブリタニカ、二〇〇二年)三五八頁所収「田島道治日記」53・11・9)。
- (53) 皇宮警察史編さん委員会編前掲書七九四頁。
- (54) 「伺 宮殿造営調査について」(一九五四年四月五日立案)宮内庁書陵部蔵「皇居造営関係録」。
- (55) 皇帝溥儀が一九四〇年夏に来日した際の午餐会を指すとみられる「朝日40・7・2」。
- (56) 社会党矢嶋三義の発言「参予算59・3・19」。
- (57) 「皇居造営予備調査に関する件」(一九五七年四月)宮内庁書陵部蔵「皇居造営関係録」。
- (58) 例えば、「外国宮殿等の現地調査要項」(一九五七年七月)宮内庁書陵部蔵「皇居造営関係録」。
- (59) 高尾亮一「宮殿をつくる」(求龍堂、一九八〇年)二二頁。
- (60) ただ、発言は(いかめしく国民が近寄れないようなもの)にすべきでないとの趣旨が続いている。
- (61) 実際に、建設が始まったのは、皇居造営工事が終わった一九六九年だった。
- (62) 阿部編前掲書七頁。
- (63) 「宮殿造営調査に関する件」(一九五七年四月六日決裁)宮内庁書陵部蔵「皇居造営関係録」。